

## 第19回 安来市農業委員会議事録

令和4年1月21日 午後2時00分 第19回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	16番 岡田 一夫君	17番 吉村 正君
18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君		

### 2. 欠席委員 15番 佐々木 吉茂君

### 3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 原 美穂子君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和4年1月21日 1日
日程第 3	議第78号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第79号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第80号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議第81号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	議第82号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について
日程第 8	報第98号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 9	報第99号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 10	報第100号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
日程第 11	報第101号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

### 5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第19回農業委員会を始めさせていただきます。会に先立ち、安来市長より農業委員会に新年を迎えてのあいさつをいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

#### 【読み上げ】

それでは会を進めてまいりたいと存じます。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

#### 【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第

19回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：岡田 一夫君  
欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君  
15番 佐々木委員です。

議 長：岡田 一夫君  
日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 3番 永塚委員、4番 北中委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第3 議第78号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページから5ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、山あいの谷間にある農地で昭和50年頃までは水田として利用してきましたが、水利条件が悪く水管理が困難となり耕作を断念し現在に至るものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業用利用を図るための条件整備が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 19番 渡辺委員 お願いします。

19番 渡辺 和則君  
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君  
次に、現地調査報告を1班17番 吉村委員 お願いします。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。それでは1班の現地調査の報告をさせていただきます。木戸班長以下、足立委員、杉原委員、板金委員、安松代理、岡田会長と吉村の7名で、昨日1月20日午後1時半から本会議室で経過なり状況等説明を受けまして、局長、係長同行の下で奥田原地区に向かいました。現地では渡辺和則委員から説明を受けたところでございます。3か所ございますが、1筆ずつ説明申し上げます。4ページの位置図の[ ]でございますけれども、地図にある杉谷川という川に面しました、山を切り開いた細長い形状をいたしておりますけれども、杉谷川の川底がかなり深いところでございます、法面がかなり広いというところでしたが、その法面も含めまして全体に雑木が繁茂してございまして、山林の様相を呈しております。川底が低いという事で説明を受けましたけれども、かなり上流から取水しないといけない状態だったようでございます。全体として、水利の関係あるいはこの状況から見ますと、復旧あるいは復元というのは困難であると判断いたしました。続きまして5ページの2筆でございますけれども、[ ]でございますが、現場には入れないという渡辺委員からの説明を受けまして、この2筆の対岸の道路の方から確認をいたしました。位置図と申請書に添付されていた航空写真とを照合いたしましたけれども、谷間にあるという事でしたが、この2つの谷も確認できないくらい竹と雑木が伸びて、大きく繁茂いたしておりました。そういう状況で、これを復元という事は困難であると判断をいたしましたところでございます。以上3筆、調査班としては許可妥当と判断いたしました。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君  
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第4 議第79号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

6ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて7ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、3件で、すべて所有権移転に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告させていただきます。1番は、経営拡大とあっせん事業による所有権移転に関する案件で、農地法第3条2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、また、安来地区のあっせん事業における基準120aについても権利を取得する者が、取得後において農地の面積に達しており、許可基準を満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約100m 農機具は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機2台、もみすり機1台、フォークリフト1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、[ ]です。2番は、自作地相互の交換による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約400m 農機具は、田植機1台、コンバイン1台、トラクター2台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人と妻と息子の計3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、3番の農地との等価交換です。3番は、自作地相互の交換によ

る所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約500m 農機具は、軽トラック1台を所有しています。その他の農機具が必要な作業は、作業受託で対応するとのことです。労働力は本人と息子の計2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、2番の農地との等価交換です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番の案件について 18番 齋藤委員 お願いします。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。1番について、本件はあっせんの物件でございますので、その顛末について説明させていただきます。令和3年12月13日に、上今津公会堂におきましてあっせん申出者の方と譲受予定者の方とその家族、推進委員の二岡委員と遠藤委員、あっせん委員の渡邊克実委員と私、齋藤の7名であっせん会を開催いたしました。この物件につきまして、譲受予定者の方は長年この農地を耕作しておられまして、あっせんの話をしたところ、自宅の隣接地でもあり取得したいとの申し出をされ、話し合いの結果、譲渡価格など合意があり、あっせんの契約は成立いたしました。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君

2番と3番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡辺 克実君

14番 渡辺でございます。2番と3番の現地について説明申し上げます。3番の方の所在地番■■■■■■■■■■、この農地は■■■■■■■■■■を中心として葉物野菜を栽培しているグループがおられます。その一人がこの農地を利用権で求められましたが、その所有者、3番の申請者が、この方は経営面積の継承を良しとしないということで、それで今回の交換になったという事でございます。従いまして、周辺農地への影響はないものと考えます。委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 議第80号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。9ページに案件の内容、10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、安来市役所広瀬庁舎から300m以内にある農地のため第3種農地と判断します。転用の目的は進入路で、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は広瀬地区において農業を営んでおりますが、自己農地への進入路が狭く、大型農業用機械の通行が困難なために、農業の効率化を図るため、進入路の整備を計画しました。第3種農地は、農地法第5条第2項第1号のロの規定により、転用の実現性などの一般基準を満たせば許可となります。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、XXXXXXXXXXです。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 17番 吉村委員をお願いします。

17番 吉村 正君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を1班17番 吉村委員 お願いします。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。5条案件の現地調査の報告をいたします。広瀬の祖父谷丁という地区になりますが、そこにある農地でございます。申請者につきましては以前より自作地への通行に不便を感じておりまして、今回の該当地の地権者に譲ってほしいという話をしておりまして、なかなか同意が得られなかったという事でございます。今回、申請者の長男が農業を引き継ぐ意思を示してくれたこともありまして、改めて地権者と交渉しまして、了承を得たという事でございます、これを取得して進入路として造成をするものでございます。造成の方法につきましては、30cm程度盛土、鎮圧をしまして、隣地への土砂の流出を防ぐために、L字型資材で土留めをするという予定のようでございます。雨水については既設の水路へ流します。排水はございません。申請書には、関係者並びに関係団体の同意書も添付されておりまして、この転用によって周辺農地への影響はないと判断をいたしました。調査班としては許可妥当と判断をしたところでございます。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第6 議第81号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に、安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、4番 北中委員 の退席を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、14ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権132件、面積179,430㎡、使用貸借権38件、42,793㎡、全体で170件、総面積が222,223㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君  
農林振興課の奥野でございます。私からは議第81号についてご説明いたします。詳細は15ページからになります。今月の利用集積計画ですけれども、番号1から29、番号72から84が利用権設定でございます。また、番号30から71は農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する、農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものでございます。番号31から71は宇賀荘第3地区の圃場整備に伴う集積でございます。経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長：岡田 一夫君  
説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、4番 北中委員 の退席を解除します。

議 長：岡田 一夫君

日程第7 議第82号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

27ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり申出書の提出があったので審議を求めるものです。申出書の内容等につきましては、28ページから34ページに掲載しておりますのでご覧下さい。今月の農地貸付けあっせん申出は1件です。詳細については、農林振興課の方から説明します。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

農林振興課の奥野でございます。私からは議第82号についてご説明いたします。詳細は29ページからになります。公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付事業要領第5条により、貸付けあっせん申出書の提出がありましたので、市を経由いたしまして農業委員会に提出しております。今月は1件ございまして、申出者は出雲市を拠点にハウス栽培を中心に営農をしております農地所有適格法人でございます。今回の借入希望農地は経営面積拡大のため、干拓地内の公社貸出農地について利用権を設定し、借り受けるものでございます。甘藷を480a栽培する計画となっております。あっせんの適格者の可否のご審議をよろしくお願いたします。

議長：岡田 一夫君

この案件につきましては、7番 武上農業振興対策委員長の報告をお願いします。

7番 武上 隆雄君

7番 武上でございます。中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出について報告いたします。1月18日火曜日、午後1時30分より永塚委員、事務局の原主幹と私の3名で現地調査いたしました。



総面積は48,084㎡でございます。すべての申出地が草は生えていますが除草、耕起すればすぐに耕作できる農地と確認いたしました。申出者は創立昭和50年4月から現在に至っております。農林水産物の冷凍食品の販売もしておられます。原料の入荷からすべての工程を自社工場で製造しておられます。さつまいもを活用した農産加工品の生産能力拡大に伴い工場及び生産設備の増設を決定され、農業経営改善計画認定書も添付してあります。許可妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

17番 吉村 正君

はい。

議長：岡田 一夫君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。現状の収支の状況について、先ほど加工業の販売をやっておられるという事でしたが、その他の収入のばかり、これに対しまして農業支出が同じくらいあるんですけども、このあたりの状況が分かればお願いたします。

農林振興課 奥野 嗣明君

採算は良くないのですが、まだ設備的なところが試験的な状況もあります。また、本格的な農地面積も達しておらず、まだ十分な利益は出ていませんが、関東の方に顧客がありそこでの販売はこれから伸びるとい  
う見込みで、生産拡大されるという事ですので、今後は収益も上がってくるのではないかと見込まれており  
ます。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
よろしいでしょうか。

17番 吉村 正君  
はい。

議 長：岡田 一夫君  
他にはございませんか。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第8 報第98号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の  
説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
35ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出  
書の提出がありましたので報告するものです。36ページから39ページに届出内容を載せていますのでご  
覧下さい。今月の届出については、5件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第9 報第99号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。事務局の  
説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
40ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解  
約通知書の提出がありましたので報告するものです。41ページに案件を掲載していますので、ご覧くださ  
い。今月の農地法第18条の規定による解約については、11件で、すべて農業経営基盤強化促進法による  
賃貸借の解約です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。



議 長：岡田 一夫君

日程第10 報第100号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

42ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。43ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出は1件で、楽天モバイルによる携帯電話無線基地局の設置1件です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第11 報第101号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

44ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。45ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第19回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時50分)